静岡県介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第5号

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則(平成5年静岡県規則第40号)の一部を次のように改正する。

(定義	<del>(</del> )
第2条	この規則において「養成施設」とは、
社会福	祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律
第30号	。以下「法」という。) <u>第39条第1号か</u>
ら第3	号までの規定により、文部科学大臣及
び厚生	労働大臣が指定した学校若しくは都道
府県知	事が指定した養成施設又は法第40条第
2 項第	2号の規定により、文部科学大臣及び
厚生労	働大臣が指定した学校 <u>若しくは</u> 都道府
県知事	が指定した養成施設をいう。

改正前

- 2 この規則において「実務者養成施設」とは、法<u>第40条第2項第2号</u>の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校 又は都道府県知事が指定した養成施設をいった。
- 3 この規則において「介護等の業務」とは、 次に掲げる業務をいう。
  - (1) 法第40条第2項第2号の介護等の業務
  - (2) 前号に掲げるもののほか、<u>前号</u>に掲げる 業務に準ずるものとして知事が認めるもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 改正後

(定義)

- 第2条 この規則において「養成施設」とは、 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律 第30号。以下「法」という。) 第40条第2項第 1号から第3号まで又は第5号の規定によ り、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定し た学校又は都道府県知事が指定した養成施設 をいう。
- 2 この規則において「実務者養成施設」とは、法第40条第2項第5号の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設をいう。
- 3 この規則において「介護等の業務」とは、 次に掲げる業務をいう。
  - (1) 法第2条第2項に規定する介護等の業務
  - (2) 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる 業務に準ずるものとして知事が認めるもの